

国立大学法人東京外国語大学留学生 日本語教育センター点検・評価委員 会規程

〔平成11年 6月10日〕
制 定

改正 平成14年10月17日 平成16年10月14日規則204号

（趣旨）

第1条 この規程は、東京外国語大学留学生日本語教育センター（以下「センター」という。）の教育・研究活動等に関し、自主的・主体的に点検・評価を行い、教育及び研究活動の向上を図り、その社会的使命を達成するために必要な事項を定めるものである。

（設置）

第2条 センターに、次の各号に掲げる事項について点検・評価を行うため、留学生日本語教育センター点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 設置目的に関する事。
- (2) 教育・研究活動に関する事。
- (3) 教員組織に関する事。
- (4) 施設整備に関する事。
- (5) 管理運営に関する事。
- (6) その他必要と認められた事項

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター長補佐
- (4) 点検・評価室員（全学）の構成員のうちからセンターから選出された者
- (5) 教授会において選出された者1名

（任期）

第4条 前条第4号及び第5号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、第3条の委員（センター長を除く。）の中から選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

（会議）

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 委員会には、必要に応じて委員以外の者を出席させて意見を聞くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会に関する庶務は、留学生課において処理する。

(細目)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 1 1 年 6 月 1 0 日から適用する。
- 2 この規程施行後、第 3 条第 3 号及び第 4 号の規定による最初の委員の任期は、第 4 条の規定にかかわらず、平成 1 3 年 3 月 3 1 日までとする。

附 則

この規程は、平成 1 4 年 1 0 月 1 7 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 1 0 月 1 4 日から施行する。